

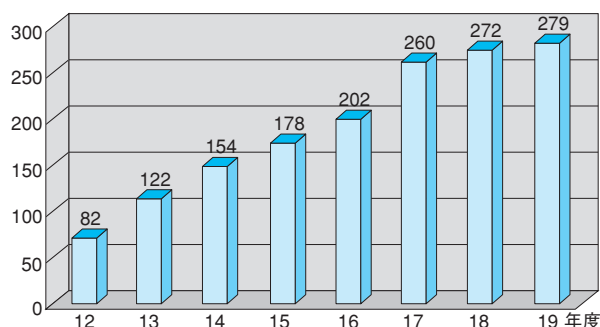
第2節 環境配慮に向けた制度とネットワークの展開

1 環境マネジメントシステム【環境政策課】

(1) 県内の環境マネジメントシステムをめぐる動向

県内事業所等のISO14001認証取得件数は、平成19年11月末現在で279件となっており、経年的に取得件数が増加しています。

図3-5-25 県内のISO14001認証取得件数



また、中小零細企業等を対象とした簡易な環境マネジメントシステムとして、エコアクション21があります。平成16年10月から、「エコアクション21ガイドライン」に基づき、このシステムの認証制度の運用が開始されました。県内においても、エコアクション21地域事務局が平成17年4月に福井市内に開設し、認証・登録などの事務を行っています。

このほかに福井市、越前市および鯖江市が簡易版の環境マネジメントシステム制度を創設して運用しています。

(2) 福井県庁環境マネジメントシステム

県では、環境に配慮した社会経済システムの構築を推進するため、平成12年4月に本庁舎等において環境マネジメントシステムの運用を開始し、同年11月にISO14001の認証を取得しました。さらに、平成15年11月には出先機関等に対象を拡大して認証を更新し、県自らの活動および施策の策定・実施にともなう環境負荷の低減に努めてきました。(平成18年度の、エコオフィス活動における運用結果は表3-5-26のとおりです。)

平成18年度において、環境マネジメントシステムの見直しを行った結果、今後は認証登録を行わず、県の行政機構にふさわしい効率的なシステムを構築することとしました。

新しいシステムは、省エネを中心としたエコオフィス活動に重点化し、庁舎ごとに電気・水などの削減の目標値を定め、目標達成に向けた取組みを積極的に行っています。

目標値については、年度途中の切り替えということもあり、全ての項目で前年度同期(12月～3月)比1%削減することとして取り組んだ結果、可燃ごみ排出量を除く項目で目標値をクリアしたほか、昨年一年間の実績では、全ての項目で目標値を達成することができました。

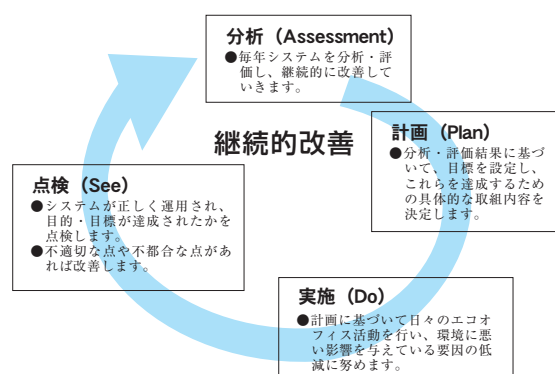
また、取組みの結果は、外部の専門家を交えた審査委員会で評価し、そのプロセスを含め公表するなど、システムの強化を図っています。

なお、環境マネジメントシステムで進捗管理を行っていた環境関連事業や公共事業は、システム導入後に取り入れられた、「公共事業環境配慮ガイドライン」や「政策推進マネジメントシステム」による管理に移行することで、引き続き環境に配慮した事業を確実に進めていきます。

コラム

環境マネジメントシステム

環境マネジメントシステムとは、自主的に環境保全に関する取組みを進めるにあたり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて継続的に取り組むための体制や手続などをいいます。



新しいシステムの基本的な構造はA P D Sサイクルとし、①分析 (Assessment)、②計画 (Plan)、③実施 (Do)、④評価 (See) というプロセスを繰り返すことにより、システムを継続的に改善していくこととしました。

(6) 公害紛争処理【環境政策課】

通常の公害苦情の処理では解決できない公害に関する紛争を迅速かつ適正に解決するため、裁判所による司法的解決とは別に、「公害紛争処理法」に基づいて県に公害審査会が設置されています。

福井県公害審査会は、医師、弁護士等の学識経験者12人で構成され、あっせん、調停、仲裁の手続を行います。

平成18年度において、あっせん、調停、仲裁の申請はありませんでした。

(7) 公害事犯の取締り【環境政策課】

警察および海上保安庁では、県民の健康保護と生活環境保全のため、環境関係法令に基づき取締りを実施しています。

平成18年中に検挙した公害事犯の件数は、31件であり、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に違反したものが28件、「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に違反したものが3件でした。

表3-5-26 エコオフィス活動に係る実績

項 目	平成17年度実績	平成18年度	
		実 績	対前年比
複 写 用 紙 使 用 量	257.3 (t)	250.6 (t)	2.6%削減
水 使 用 量	1,985.7 (千m ³)	1,805.0 (千m ³)	9.1%削減
電 気 使 用 量	68,634.9 (千kWh)	63,406.9 (千kWh)	7.6%削減
灯 油 使 用 量	2,203.3 (kℓ)	1,857.5 (kℓ)	15.7%削減
公用車に係る燃料使用量 (ガソリン・軽油)	768.7 (kℓ)	763.7 (kℓ)	0.7%削減
可 燃 ご み 排 出 量	2,354 (kg/日)	2,300.0 (kg/日)	2.3%削減
不 燃 ご む の 排 出 量	452.5 (kg/日)	407.5 (kg/日)	10.0%削減

(注) 対象範囲：本庁、出先機関および教育機関（県立大学、県立病院、警察等を除く。）

(3) 県内事業者等へのISO14001認証取得の支援

県内事業者等へのISO14001の認証取得を促進するため、環境アドバイザーおよび中小企業アドバイザーの派遣や認証取得経費への低利融資を行っています。

(4) 福井県環境ISOネットワーク

県内のISO14001の認証を取得した事業所等で構成する福井県環境ISOネットワーク（FEISON：

Fukui Environmental ISO Network）は平成13年11月に設立され、このネットワークの活動により、幅広い情報の交換や効果的な研修等を通して資質の向上を図り、環境改善に向けたより一層の取組みを推進しています。

平成19年11月末現在125会員で、平成18年度は研修会、情報交換会の開催やFEISONニュース、情報紙の発行等を行いました。

2 環境影響評価【環境政策課】

(1) 環境影響評価制度

環境影響評価（環境アセスメント）は、事業者が、土地の形状の変更や工作物の新設など環境に大きな影響を及ぼすおそれのある事業等の計画や実施にあたり、その事業が環境にどのような影響を及ぼすかについて、あらかじめ調査、予測および評価を行うとともに、その結果を公表して、自治体や県民等の意見を聴いた上で、環境の保全について適正な配慮を講じようとするものであり、環境汚染の未然防止のための重要かつ有効な手段です。

国においては、環境影響評価法などに基づいて、本県では、法対象外事業や事後調査手続を追加した「福井県環境影響評価条例」により、十分な環境配慮が必要な大規模事業について、環境面から、事業者の適切な対応を誘導することとしています。

(2) 環境影響評価の実施状況

近年、環境影響評価法や条例に基づく審査はありませんが、「公有水面埋立法」などの個別法に基づく環境影響評価について審査指導を行っています。

表3-5-27 環境影響評価等審査件数の推移

年 度	14	15	16	17	18
環境影響評価法	0	0	0	0	0
個 別 法	7	2	4	0	8
合 計	7	2	4	0	8

(3) 環境影響評価に関する情報の提供

環境影響評価に関する制度やこれまでに実施された環境影響評価事例に関する情報などを、県の環境情報に関するホームページ「みどりネット」を通じて提供しています。

(URL <http://www.erc.pref.fukui.jp/info/assess>)

3 環境保全の事前審査【環境政策課】

許認可等において、県が関与するさまざまな手続に際して、環境保全の観点から必要な調整を実施しています。また、各種事業等の実施の基盤となる計画策定などに際しても、環境の保全の観点から事前審査を行っています。

(1) 許認可等に際しての環境配慮

国土利用計画法に基づく土地売買等の届出や森林法に基づく林地開発の許可など、県が関与する許認可等の手続に際しては、環境に配慮した事業の実施が行われるように行政指導を行うなど、必要な調整を行っています。

(2) 計画策定等に係る環境配慮

県環境基本条例第10条では、県が講ずる施策の策定および実施にあたっては、環境の保全について配慮するものと規定しています。

このため、県では、土地利用基本計画や都市計画等の策定・実施などにあたっては、環境の保全の見地からの配慮が行われるよう必要な調整を行っています。

表3-5-28 許認可等および計画策定等に際しての環境配慮の調整件数（平成18年度）

許認可等に際しての 環境配慮	・国土利用計画法に基づく土地売買等届出に係る事前協議	34
	・森林法に基づく林地開発許可申請・連絡調整に係る事前協議	5
	・廃棄物処理法に基づく廃棄物処理施設設置届出等に係る事前協議	5
	・採石法に基づく岩石採取計画認可申請に係る事前協議	13
	・砂利採取法に基づく砂利採取・洗浄計画等認可申請に係る事前協議	38
	・温泉法に基づく温泉掘さく・温泉動力装置許可申請に係る事前協議	5
	・大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る事前協議	28
	小 計	128
計画策定等に係る 環境配慮	・公共工事環境配慮ガイドラインに基づく事業計画に係る事前協議	5
	小 計	5
	合 計	133

4 公害防止協定【環境政策課】

公害防止協定は、地域の状況や個別事業所の操業内容に応じたきめ細かい環境保全対策を盛り込むことができ、法律や条例による一律的な規制を補完するものとして有効な手段です。

県では、県が造成し、維持管理する工業団地であるテクノポート福井に立地する事業所または広範囲な地域に環境影響を及ぼすおそれのある事業所との間で、公害防止協定の締結を進めています。

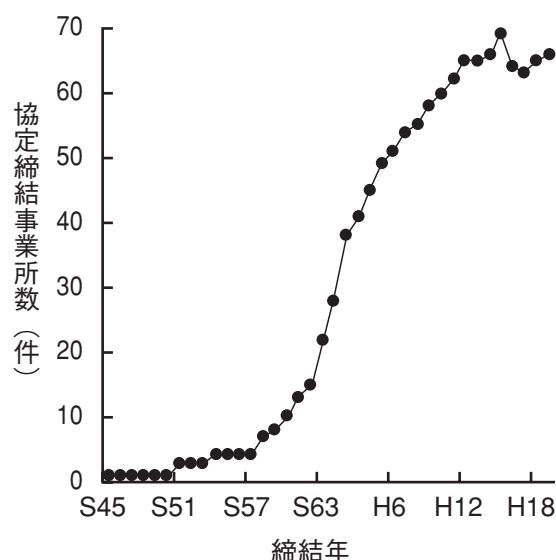
協定では、事業所の操業形態等に応じた公害防止対策を規定するとともに、立入調査や公開の原則、住民に損害を与えた場合の無過失損害賠償責任についても規定を設け、公害防止対策の実効性の担保などを図っています。

公害防止協定を締結している事業所数は昭和60年頃から増加しており、平成19年11月末現在で計66事業所となっています。

また、多くの市町においても、公害防止協定や

環境保全協定を締結しており、その件数は、平成19年3月末現在、12市町397件となっています。

図3-5-29 協定を締結事業所数の推移



5 土地利用の適正化

(1) 土地利用の現況【土木管理課】

平成18年度に実施した土地利用現況把握調査の結果では、平成17年の県土の利用状況は、森林74.6%、農用地9.9%、宅地4.3%です。

宅地、道路、その他を除いた自然的土地利用が県土の約88%を占めていますが、その面積は年々減少しています。

図3-5-30 自然的土地利用面積の対県土面積割合推移

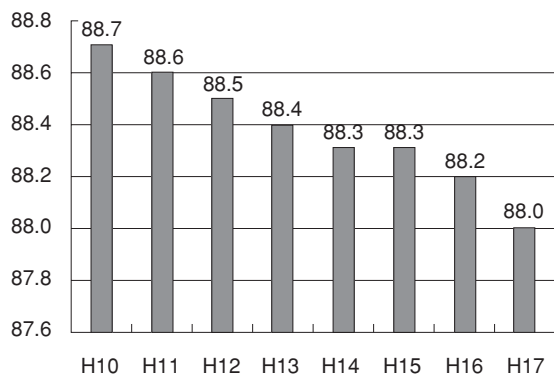
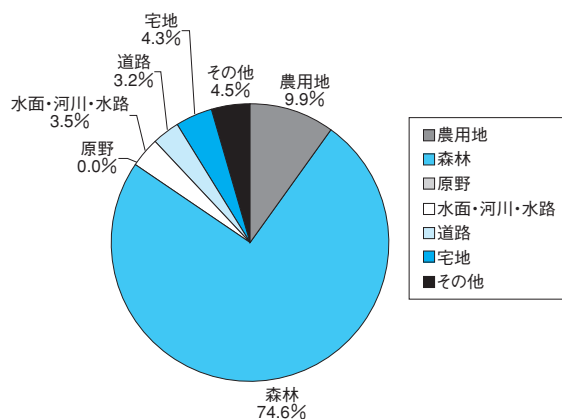


図3-5-31 県土の土地利用構成（平成17年）



(2) 国土利用計画および土地利用基本計画等

【土木管理課、農林水産振興課】

本県では、県土の適正かつ合理的な土地利用を図るため、国土利用計画法に基づき国土利用計画および土地利用基本計画を定め、また土地取引の規制、遊休土地の利用促進を行っています。

さらに、都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法等の法律に基づき、さまざまな土地利用計画が定められ、土地利用規制が行われています。

①国土利用計画

国土利用計画は、国、県および市町村が長期的

な視点に立って、健康で文化的な生活環境の確保と国土の均衡ある発展を図ることを基本理念に策定しています。

本県では、平成10年3月に平成22年を目標年次とする福井県国土利用計画（第3次計画）を策定しました。

②土地利用基本計画

土地利用基本計画は、国土利用計画（都道府県計画）を基本とし、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域および自然保全地域の5地域について土地利用の原則、5地域が重複する場合の調整指導方針など、土地利用の調整等に関する事項を定めるものです。この計画では、都市地域や自然保全地域の特別地区が重複する場合は、自然環境としての保全を優先するなど、自然環境の保全にも配慮しています。

本県では、昭和50年5月に福井県土地利用基本計画を策定し、その後、おおむね毎年変更しています。

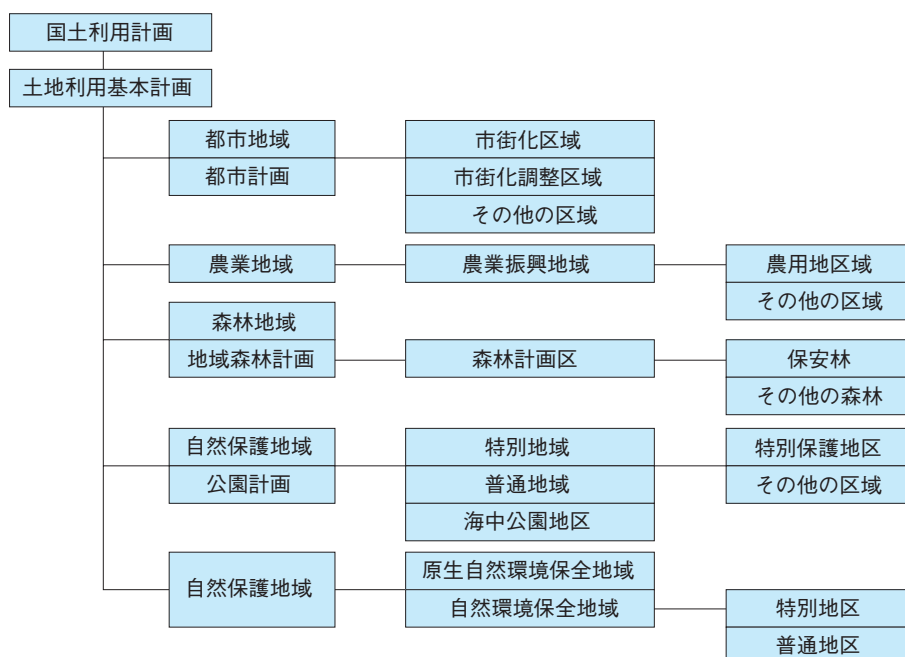
③土地取引の規制

地価の急激な上昇等に対する適切な措置を講じるため、土地取引を規制する制度として注視区域制度、監視区域制度および規制区域制度が設けられています。本県では、現在これらに該当する区域はありません。

また、一定規模（市街化区域2,000m²、その他の都市計画区域5,000m²、都市計画区域外10,000m²）以上の土地取引について、土地の取得者は、契約締結後2週間以内に利用目的等を知事に届け出なければならないことになっています。これを事後届出制度といいます。この制度では、知事は、届出のあった土地の利用目的を審査し、公表されている土地利用計画に適合しない場合や、著しい支障があると認められる場合は、土地の利用目的について必要な変更を行うことを勧告することができます。

平成18年度は46件の届出があり、市町別では福井市が最も多く18件、次いで越前市が7件でした。利用目的別では、住宅地10件、生産施設11件、その他（資産保有など）が13件となっています。地目別では、田畑8件、宅地31件などでした。

図3-5-32 土地利用計画の概要図



④遊休土地の利用促進

事後届出をした土地の所有者などが、取得後2年以上その土地を未利用のまま放置した場合に、有効な土地利用が必要と認められたときは知事はその土地を遊休土地である旨を通知します。これを遊休土地制度といいます。この制度では、所有者に積極的な活用を求めるため、所有者に土地の利用処分計画の届出をさせるほか、土地の有効かつ適正な利用に必要な場合は土地利用審査会の意見を聴いて必要な措置の勧告を行い、勧告に従わないときはその土地の買取りの協議を行います。なお、平成18年度は、遊休土地はありませんでした。

⑤大規模土地取得等の事前協議

事後届出が必要な土地取得のうち、大規模な土地取得（2ha以上の宅地開発または10ha以上のゴルフ場、スキー場、遊園地等のレクリエーション施設等の土地取得）を行う場合は、福井県土地利用指導要綱に基づき、土地取得者に対し契約締結前に知事との事前協議を求めています。なお、平成18年度は、大規模な土地取得の事前協議はありませんでした。

⑥農業振興地域の整備に関する法律および農地法に基づく規制

各市町の農業振興地域整備計画で、農業生産基盤整備事業が施工された土地等を農用地区域とし

て位置づけ、優良農地の維持・保全を図っています。

また、農地法では、農地を農地以外のものにする場合、知事（知事の権限移譲を受けた市長を含む）または農林水産大臣の許可が必要ですが、農用地区域や集团的に存在する農地その他良好な営農条件を備えている農地については、原則として許可できないこととされており、これらにより優良農地の確保を図っています。

⑦地価調査の実施

一般の土地取引などの価格の指標とするため、昭和50年から地価調査を実施しています。

平成18年度は、7月1日を基準日として、基準地239地点を調査しました。その結果、平均変動率は前年度と比較して全用途で▲4.7%となり、住宅地は▲4.1%、商業地は▲6.0%と、下落傾向で推移しました。

⑧土地月間における広報活動の実施

土地関係施策等についての県民の関心を高め、その理解を深めるため、土地月間（10月）にポスター、パンフレット、冊子の配布などを行いました。

⑨平成19年度の実施状況

平成19年度上半期における事後届出の件数は24件で、市町別では、福井市5件、敦賀市2件などとなっています。

利用目的別では商業施設が最も多く5件で、地目別届出では田が5件となっています。

また、平成19年度の地価調査の結果では、前年度と比較して全用途では▲4.7%、住宅地▲4.2%、商業地▲5.5%と引き続き下落傾向が続いています。土地月間（10月）では、広く土地政策に対する理解と協力をお願いするとともに、無届になりがちな事後届出の必要性などの普及啓発活動を行いました。

（3）都市計画【都市計画課】

都市計画は、都市内の限られた土地資源を建築敷地、基盤施設用地、緑地等に適正に配置することにより、農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活および機能的な都市活動を確保しようとするものです。

都市計画は、その目的の実現には時間を要するものであり、本来的に長期的な見通しをもって定められる必要があることなどから、あらかじめ長期的な視点に立った都市・地域の将来像やその実現に向けた大きな道筋（土地利用、市街地整備、自然的環境の保全等）を示す都市計画マスタープランが策定されています。

都市計画マスタープランには、都市計画区域^{*1}を対象として広域的・根幹的な都市計画に関する事項を県が定める「整備、開発及び保全の方針（以下「都市計画区域マスタープラン」という。）」^{*2}と、都市計画区域マスタープランに即して、市町村域を対象として地域に密着した都市計画に関する事項を市町村が定める「市町村都市計画マスタープラン」^{*3}があり、これらの都市計画マスタープランの適切な役割分担・相互連携により一体的な都市づくりのビジョンが形成されています。

福井県においては、人口の減少、少子高齢化、財政の硬直化、環境問題の顕在化等社会経済情勢が大きく転換し、これまでの急速に都市が拡大する都市化の時代から安定・成熟した都市型社会に

移行していく中、より質の高い生活環境を形成し、都市のにぎわいやうるおいを維持・創出していくために、自然環境・歴史・文化等の地域の個性を守り活かした「魅力的な都市」、環境・経済・社会的に持続可能な「コンパクトな都市」をめざして都市づくりを進めていくことが、都市計画区域マスタープランの中で示されています。

これら都市計画マスタープランに即して各種都市計画制度が活用されています。

まず、都市計画区域は、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街化を図るために、既成市街地や計画的に市街地整備を促進する「市街化区域」と農地や里山等からなり市街化を抑制する「市街化調整区域」に区分することができます。この区域区分は、福井都市計画区域に適用されています。

次に、市街地は、用途の異なる建築物の混在により、居住環境が悪化し、また商業や工業等の利便性が低下しないよう建築物の用途や形態をコントロールするために、住居・商業・工業系の12種類の用途地域に区分することができます。この用途地域は、都市計画区域を有する14市町全てに適用されています。また、その他用途地域を補完する地域地区として、特別用途地区^{*4}、防火地域^{*5}および風致地区等を適用することができます。

さらに、地区レベルでは、地区の特性を活かした市街地環境の維持・形成を図るために、建築物の用途や形態および区画道路や公園等の地区施設の配置・規模等に関するルールを規定し、これに基づいて開発行為や建築物の建築をコントロール（届出・勧告）する地区計画を適用することができます。この地区計画は、5市2町の25地区で適用されています。

また、都市計画区域が指定されていない地域においても、都市計画区域に準じて必要な土地利用の規制・誘導が行える準都市計画区域^{*6}制度が平成12年の法改正により創設され、本県でも1地区が指定されています。（数字は平成20年2月末時点のもの）

^{*1}都市計画区域：人口や産業が集積している市街地を含み、一体の都市として土地利用コントロール、市街地の整備および自然的環境の保全を図っていく区域であり、本県では11区域が指定されています。

^{*2}都市計画区域マスタープラン：すべての都市計画区域で、平成16年5月に策定されています。

^{*3}市町村都市計画マスタープラン：8市1町で策定されています。

^{*4}特別用途地区：地域の実態に応じてきめ細やかに用途をコントロールするために、用途規制をさらに規制または緩和する制度です。本県では4市で8地区定められています。

^{*5}防火地域：市街地における火災の危険を防除するために、防火性能の高い建築物の建築を義務づける制度です。本県では防火地域が4市、準防火地域が7市1町で定められています。

^{*6}準都市計画区域：そのまま土地利用を整理し、または環境を保全するための措置を講ずることなく放置すれば、将来における一体の都市としての整備、開発および保全に支障が生じるおそれがあると認められる区域において指定します。

6 県民・団体等との連携の強化【環境政策課】

(1) 環境ふくい推進協議会

環境保全活動を推進していくためには、県民、団体、事業者、行政がお互いに協力し合い、取り組んでいくことが重要です。

このため、県では、県民、団体、事業者で構成する環境保全ネットワーク「環境ふくい推進協議会」の運営を支援し、情報紙の発行やシンポジウムの開催などを通じ、環境保全に関する意識の啓発を図ってきました。

環境ふくい推進協議会は、環境保全に取り組む人々の自発的な活動の推進母体として、平成6年10月に設立された団体です。協議会では、環境保全活動の輪を広げるためのさまざまな事業を展開しています。

環境ふくい推進協議会会員数（平成19年3月末現在）

企業会員	115社
団体会員	86団体
個人会員	1,045人

また、県内には、環境保全を目的として活動している団体や活動の一部で環境問題に取り組んでいる団体など、各種各様の自主的な取組みがなされており、NPO法人格の取得も進んでいます。福井県で認証を受けたNPO法人のうち、活動分野に「環境の保全を図る活動」を含む法人は、平成19年3月末現在175団体中55団体で、割合にすると31%になります。

表3-5-33 環境ふくい推進協議会の主な取組み

主な取組み	18年度	19年度
環境活動リーダー育成講座	基礎講座（3回） ①「オリエンテーション」 ②「地球温暖化とCSR」・「環境保全と多様性」 ③「フィールド観察のポイント」 応用講座（4回） ①「赤タンの保全活動と交流会」 ②「カヤ田での保全活動と交流会」 ③「荒島岳での保全活動と交流会」 ④「報告会と交流会」	第1回「温暖化防止に向けた取組み」 第2回「里山保全と温暖化防止～日本型環境教育という視点～」 第3回「廃村集落の保全活動と維持可能な社会に向けてのアピール方法」 第4回「里地里山の実態と維持方法を地域の方から学ぶ」 第5回「報告会と環境パートナーシップ交流会の企画づくり」
環境パートナーシップ交流会	「企業と環境NPO等との連携」 「地球温暖化」 「里地・里山の保全」	・基調講演 ・企業・環境保全団体の活動発表 ・分科会
ふくい環境シンポジウム	テーマ：地球温暖化とグリーン購入 「今すぐアクションを 地球温暖化の危機は目前に」	テーマ：地球温暖化 「わがまちLOVE・アース」コンテスト
情報紙「みんなのかんきょう」の発行	47号：地球温暖化のために今できること 48号：生活排水を考えてみよう 49号：容器包装リサイクル法ってなんだろう 50号：ふくいの省エネ住宅	51号：歴史的文化的環境の保全 52号：農村の環境保全機能と地産地消の推進 53号：エコドライブの推進 54号：未定



環境活動リーダー育成講座
「間伐材を利用した田んぼビオトープへの用水設置」



ふくい環境シンポジウム
「国立環境研究所 久保田泉さんの講演」

(2) 環境に関する表彰

県では、地域でさまざまな環境活動を行っている個人や団体の努力に報いるため、また、今後の活動の励みとしていただくため、積極的に各種表彰制度に推薦しています。また、応募形式による

表彰制度についても、対象者等に情報提供などを行っています。

平成18年度において表彰を受けた個人や団体等は、表3-5-34のとおりです。

表3-5-34 環境に関して表彰を受けた個人・団体（平成18年度）

表彰名	目 的 等	表彰者	被表彰者
「みどりの日」自然環境功労者環境大臣表彰	「みどりの月間」期間中に自然環境保全に関し、顕著な功績があった者を表彰	環境大臣	小林 則夫（勝山市）
水・土壌環境保全活動功労者表彰	水・土壌環境の保全に関し、顕著な功績のあった者を表彰	環境省水・大気環境局長	武周が池保存会（南越前町）
自然公園指導員自然環境局長表彰	自然公園指導員として永年に渡って職務に精励し、功績が顕著であると認められる者を表彰	環境省自然環境局長	福岡 修（鯖江市） 藤本 外史（福井市） 木下 博（大野市）
県民社会貢献活動知事表彰（奨励賞）	県民社会貢献活動のうち、特にすぐれた活動や先駆的な活動をした者を表彰	福井県知事	川上 一馬（越前市） 小嶋 明男（若狭町） 福井日本電気株式会社（坂井市）
環境美化教育優良校等表彰	環境美化に独創的、熱心に取り組み、食品容器の散乱防止やリサイクルの実践教育に優秀な成果のあった小、中学校を表彰	社団法人食品容器環境美化協会会長	福井市鷹巣小中学校
環境ふくい推進協議会会長表彰	環境保全活動に関し、地道にたゆまぬ努力を続けている個人、団体、学校、企業で、その活動が賞賛に値する者を表彰	環境ふくい推進協議会会長	笠松 朝子（勝山市） 下 房子（勝山市） 関屋川をきれいにする会（高浜町） 荒島愛山会（大野市） 勝山市立勝山南部中学校 福井市松本小学校 福井市宝永小学校 福井市藤島中学校 北陸コカ・コーラボトリング株式会社 福井支社（福井市）
関西エコオフィス大賞	「関西エコオフィス宣言」運動に関し、特に先導的ですぐれた取り組みを行っている企業を表彰	関西広域連携協議会	敦賀信用金庫
中日教育賞表彰	中部地区の小学校、中学校、高校、幼稚園等の教育現場ですぐれた業績をあげた人や団体を表彰	中日新聞社	林 武雄（越前市）

7 広域連携【環境政策課】

地球温暖化など地域を越えた環境問題や、循環型社会の形成に向けたリサイクルの推進など、地域が抱える共通の課題に対応していくためには、県域を越えた広域的な取組みが重要です。

(1) 関西広域連携協議会

本県を含む関西の2府7県4政令市（福井県、三重県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、徳島県、京都市、大阪市、神戸市、堺市）および経済団体で構成する「関西広域連携協議会（KC）」においても、平成11年度から環境分野における交流連携を推進しています。

○夏のエコスタイルキャンペーン

（平成11年度～）

○関西エコオフィス宣言（平成15年度～）

など



(URL <http://www.kippo.or.jp/kc/index.asp>)

(2) 北陸環境共生会議

富山、石川、福井県の3県と北陸経済連合会は、平成14年12月に「北陸環境共生会議」を設立し、より広域的な視点から環境問題に取り組んでいます。

○北陸3県リサイクル認定製品の普及拡大

（リーフレットの作成・配布、各県環境フェアでの展示等）

○「環境と経済の統合」に関する勉強会の開催

○環境関連施設の視察 など

(3) 日本まんなか共和国

福井、岐阜、三重、滋賀の4県は、平成12年度から「日本まんなか共和国」として、環境教育、廃棄物対策、共同研究などの交流連携を推進しています。

○子ども環境会議の開催

・開催日 平成19年7月30日～31日

・場 所 滋賀県大津市 ほか

・参加者 4県の小学5,6年生 84名

（本県からは、鯖江市河和田小学校、池田町池田第一小学校、若狭町立鳥羽小学校が参加）

○グリーン購入の共同取組み

・びわ湖環境ビジネスメッセでの4県共同ブース出展

（平成19年10月24日～26日 滋賀県長浜市）

○廃棄物運搬車の県境路上検査の共同実施

○環境に関する共同研究 など



びわ湖環境ビジネスメッセでの出展風景